

交通遺児手当

- 所沢市では、交通事故により保護者を失った交通遺児に対して、福祉の増進を図ることを目的とし、遺児手当を支給しています。



交通遺児とは：交通事故により、父母又はそのいずれかを失った義務教育終了以前の方

申請できる方：交通遺児の保護者で、現にその遺児と生計をともにし、世帯を同じくする方であって、所沢市内に住所を有する方

交通遺児手当：交通遺児一人につき、月額5,000円を支給
(年2回半年分をまとめて9月及び3月に支給)

支給期間：市長が受給資格者と認定した日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで。

申請方法：防犯交通安全課にて申請を受け付けています。

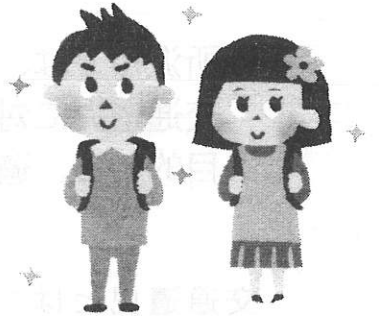
必要書類など：・所沢市交通遺児手当支給申請書
(防犯交通安全課窓口又は市ホームページにございます。)

- ・交通事故証明書(写し可)
- ・死亡診断書の写し
- ・亡くなられた方の戸籍謄本
- ・申請する方が交通遺児を扶養していることがわかる書類
(保険証、ひとり親医療受給者証などの写し)
- ・所沢市支払金口座振替依頼書
(防犯交通安全課窓口又は市ホームページにございます。)
- ・認印(朱肉を使うもの。シャチハタは不可)

【お問合せ先】 所沢市 防犯交通安全課
〒359-8501 所沢市並木1-1-1
☎04-2998-9140(直通)
E-mail: a9140@city.tokorozawa.lg.jp

交通遺児奨学金

- 所沢市では、交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、勉強心の高揚を図ることを目的として、遺児奨学金を支給しています。



交通遺児とは：交通事故により、父母又はそのいずれかを失った方

申請できる方：新たに小学校、中学校、高等学校に入学した交通遺児で、
交通遺児の保護者が独力でその生計を維持しており、
所沢市内に住所を有する方

交通遺児奨学金：交通遺児一人につき、
小学校並びに中学校入学者…50,000円
高等学校入学者…80,000円

申請方法：防犯交通安全課窓口にて申請を受け付けています。
申請書類につきましては、防犯交通安全課までお問合せ下さい。

【お問合せ先】 所沢市 防犯交通安全課
〒359-8501 所沢市並木1-1-1
☎04-2998-9140（直通）
E-mail：a9140@city.tokorozawa.lg.jp

その他の交通遺児支援制度（詳細は各お問合せ先にご確認下さい。）

○公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金
お問合せ先：048-830-2958
（埼玉県県民生活部防犯・交通安全課）

○公益財団法人 交通遺児等育成基金
お問合せ先：03-5212-4511
0120-16-3611（フリーダイヤル）

○公益財団法人 交通遺児育英会
お問合せ先：03-3556-0773
0120-521286（フリーダイヤル）